

山梨県公報

号外第十六号

平成十五年

三月二十日

木曜日

目次

条 例

南アルプス市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	六
山梨県一般と畜場の構造設備の基準に関する条例	七
山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例	七
山梨県砂防指定地管理条例	七
山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例	九
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	九
山梨県情報公開条例の一部を改正する条例	〇
山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	〇
山梨県職員定数条例の一部を改正する条例	〇
山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例	一
山梨県職員給与条例の一部を改正する条例	一
山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例	一
山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例	一
山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	二
山梨県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例	三
山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	三
山梨県立育精福祉センター設置条例等の一部を改正する条例	四
山梨県国民宿舎管理及び使用料条例の一部を改正する条例	七
山梨県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	八
山梨県理容師法施行条例の一部を改正する条例	八
山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例	九
山梨県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行条例等の一部を改正する条例	九

条例のあらまし

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例	一一
山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例	一一
山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例	一一
山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例の一部を改正する条例	一一
山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例	一一
山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例	一一
山梨県立少年自然の家設置及び管理条例等の一部を改正する条例	一一
山梨県青果物規格条例を廃止する条例	一一

南アルプス市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第四号)(市町村課)
 1 中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、榊形町及び甲西町を廃し、その区域をもって南アルプス市を設置することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備を行うこととした。

山梨県国民宿舎設置条例
 山梨県警察組織条例
 山梨県立学校設置条例
 山梨県立養護老人ホーム設置及び管理条例
 山梨県公営企業の設置等に関する条例
 山梨県立育精福祉センター設置条例
 山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例
 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例
 山梨県行政機関等の設置に関する条例
 山梨県流域下水道の設置に関する条例
 山梨県立保存民家設置及び管理条例
 山梨県屋外広告物条例
 山梨県の事務処理の特例に関する条例

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県一般と畜場の構造設備の基準に関する条例(条例第五号)(衛生業務課)
 1 と畜場法施行令の一部改正に伴い、一般と畜場の構造設備の基準を次のとおり定めることとした。

- (一) と畜場周囲の扉及び出入口を閉鎖することができる設備を設けること。
- (二) 獣畜又は食肉を運搬する車両の洗浄設備を設けること。
- (三) 従業員の更衣室を設けること。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例(条例第六号)(用地課)

1 公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、都市計画施設の区域内等に所在する土地を譲渡しようとする場合の知事への届出を不要とする土地の面積は、甲府市外二十八市町村の区域については、百平方メートル未満とすることとした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県砂防指定地管理条例(条例第七号)(砂防課)

1 山梨県砂防指定地管理条例の制定

砂防法施行規程の一部改正に伴い、以下の事項を定めることとした。

(一) 砂防指定地内における制限行為を次のとおり定め、当該行為を同地内で行おうとする者は、知事の許可を受けることとした。

- (1) 施設又は工作物の新築、改築又は除却
 - (2) 掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
 - (3) 竹木の伐採又は抜根
 - (4) 土石若しくは砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄
 - (5) 竹木、土石等の滑下又は地引きによる運搬
 - (6) 家畜の放牧又は係留
 - (7) 火入れ
- (二) 制限行為の許可の有効期間は、一年以内とすることとした。
- (三) 砂防指定地の指定前に権原に基づき制限行為をしている者については、指定の日から六月間に限り、許可を受けたものとみなすこととした。
- (四) 国又は地方公共団体が制限行為等をするときは、知事と協議することとした。
- (五) 砂防設備の占用については、知事の許可を受けることとし、当該許可の有効期間は、五年以内とすることとした。
- (六) 違反者に対し、許可を取り消し、工事の中止、原状回復等の命令をすることができることとした。
- (七) 許可行為者に対し、砂防工事の施工のためやむを得ない必要が生じたとき等においては、(六)の命令等を行うことができることとした。
- (八) 一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に処する罰則を設けることとした。

(九) その他必要な事項を定めることとした。

2 山梨県砂防設備産出物採取料条例の一部改正

山梨県砂防指定地管理条例の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(条例第八号)(建築指導課)

1 都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域における開発許可の基準を定めることとした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)(市町村課)

1 次に掲げる法律等により新たに知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするため、必要な改正を行うこととした。

(一) 土地改良法関係

(二) 山梨県心身障害者扶養共済条例関係

(三) 知的障害者に対して交付する手帳に関する規則関係

2 次に掲げる法律等の改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

(一) 知的障害者福祉法関係

(二) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律関係

(三) 身体障害者福祉法施行令関係

3 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例(条例第十号)(私学文書課)

1 日本郵政公社法の制定に伴い、条例第八条第一号八に規定する公務員等を定義する

国家公務員の範囲から、日本郵政公社の役員及び職員を除くこととした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第十一号)(県民生活課)

1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十五年五月一日から施行することとした。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第十二号)(人事課)

1 警察職員の定数を千五百十人から千五百五十人に引き上げることとした。

2 育児休業の承認を受けている職員を定数外の職員とすることとした。

3 定数外の職員が職務に復帰した場合において、職員の定数を超えるときは、その職員を一年を超えない期間に限り定数外とすることができることとした。

4 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（教育庁総務課）

1 育児休業の承認を受けている職員を定数外の職員とすることとした。

2 定数外の職員が職務に復帰した場合において、職員の定数を超えるときは、その職員を一年を超えない期間に限り定数外とすることができることとした。

3 その他規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（人事課）

1 次の特殊勤務手当を廃止することとした。

(一) 職業訓練業務従事手当

(二) 農業教育実習指導手当

(三) 養殖採卵作業手当

(四) 家畜保健衛生業務従事手当

(五) 定時制事務従事手当

(六) 特例施設休日手当

2 「特殊自動車運転作業手当」を「特殊自動車運転等作業手当」に改めることとした。

3 その他規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（人事課）

1 単級小学校又は単級中学校において勤務する場合に支給する特殊勤務手当を廃止することとした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（人事課）

1 「交通事故処理手当」を「交通警察業務手当」に改めることとした。

2 「特例施設休日手当」を廃止することとした。

3 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（人事課）

1 教育公務員特例法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十四年十月十日付けの職員の給与等に関する報告等にかんがみ、夏期休暇の期間を三日から五日とする

こととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（教育庁義務教育課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十四年十月十日付けの職員の給与等に関する報告等にかんがみ、夏期休暇の期間を三日から五日とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（財政課）

1 遊漁船業者の登録制への移行に伴い、次の手数料を定めることとした。

(一) 遊漁船業者登録申請手数料 二万六千円

(二) 遊漁船業者登録更新申請手数料 一万九千円

2 保育士の登録制度の創設に伴い、次の手数料を定めることとした。

(一) 保育士登録申請手数料 四千二百円

(二) 保育士登録証書換え交付手数料 千六百円

(三) 保育士登録証再交付手数料 千二百円

3 保育士登録申請手数料については、登録の準備行為としての申請に対しても、同額の手数を設けることとした。

4 その他規定の整備を行うこととした。

5 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。ただし、2については、平成十五年十一月二十九日から施行することとした。

山梨県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（畜産課）

1 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行にかんがみ、次の手数料を定めることとした。

牛海綿状脳症検査済死亡牛焼却処理手数料 一頭につき二万八千円

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（長寿社会課）

1 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正にかんがみ、市町村から徴収する財政安定化基金拠出金を算定するための割合を、千分の五から千分の一に改めることとした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県立育精福祉センター設置条例等の一部を改正する条例（条例第二十三号）（障害福祉課）

1 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行にかん

がみ、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 次の二条例について、題名を次のとおり改正することとした。

(1) 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例

(2) 山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例

(二) 県立県営施設(二条例)について、施設支援及び短期入所事業の使用料を定めることとした。

(1) 山梨県立育精福祉センター設置条例

(2) 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例

(三) 県立民営施設(五条例)について、施設支援及び短期入所事業の利用料金を定めるとともに、この利用料金を管理を委託した者の収入とすることとした。

(1) 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例

(2) 山梨県立きぼうの家設置及び管理条例

(3) 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例

(4) 山梨県立重度身体障害者授産施設設置及び管理条例

(5) 山梨県立はまなし寮設置及び管理条例

(四) その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県国民宿舎管理及び使用料条例の一部を改正する条例(条例第二十四号)(観光課)

1 国民宿舎の管理を南アルプス市に委託することとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県旅館業法施行条例の一部を改正する条例(条例第二十五号)(衛生業務課)

1 旅館業法施行令の一部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) ホテル営業の施設の構造設備の基準を次のとおり定めることとした。

(2)(1) 施設の外壁、屋根その他の外観は、善良な風俗を害するようないこと。

(2)(2) 宿泊者等の需要を満たすことができる適当な広さのロビー及び食堂を有すること。

(3) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

イ 宿泊者等のすべてが通過する場所に設けられていること。

ロ 宿泊者等の出入りを容易に見通すことができること。

ハ 事務を執るに適した広さの受付台を有し、宿泊者と従業員が面接できる構造であること。

(4) 浴室、シャワー室及び脱衣場の内部が、外部から容易に見えない構造であること。

と。

(5) 便所は、換気設備を有すること。

(6) 便所を付設していない客室を有する階にあっては、共用の便所を設けること。

2 旅館営業、簡易宿営業、下宿営業の施設の構造設備の基準については、1の基準の一部を準用し、その他必要な基準を定めることとした。

3 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例(条例第二十六号)(衛生業務課)

1 美容師法施行令の一部改正に伴い、美容師が、美容所以外の場所において業を行うことができる場合を定めることとした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(衛生業務課)

1 美容師法施行令の一部改正に伴い、美容師が、美容所以外の場所において業を行うことができる場合を定めることとした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行条例等の一部を改正する条例(条例第二十八号)(みどり自然課)

1 鳥獣保護及狩猟二関スル法律の全部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 山梨県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行条例の一部改正

(1) 題名を次のとおり改めることとした。

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例

(2) 次の手数料を定めることとした。

狩猟者登録変更登録手数料 千九百円

(3) その他規定の整備を行うこととした。

(二) 山梨県県税条例の一部改正

狩猟者登録税及び入猟税について用語の整理を行うこととした。

(三) 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正

規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十五年四月十六日から施行することとした。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(教育庁高校教育課)

新しい高校づくり推進室

1 県立北杜高等学校の設置に伴い平成十三年以降入学者の募集を行っていない県立峡北高等学校、県立峡北農業高等学校及び県立須玉商業高等学校を廃止することとした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（医務課）

1 授業料及び入学料の額を次のとおり改定することとした。

区分	授業料	入学料	
		県内在住者	その他の者
学部学生及び大学院生	五二〇、八〇〇円	二八二、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円
研究生	三四六、八〇〇円	八四、六〇〇円	一四一、〇〇〇円
科目等履修生	一単位 一四、四〇〇円	二八、二〇〇円	四七、〇〇〇円
特別聴講学生	一単位 一四、四〇〇円		

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）（医務課）

1 授業料及び入学料の額を次のとおり改定することとした。

区分	授業料	入学料	
		県内在住者	その他の者
学生	三七九、二〇〇円	一六九、二〇〇円	二八二、〇〇〇円
研究生	三四六、八〇〇円	八四、六〇〇円	一四一、〇〇〇円
科目等履修生	一単位 一四、四〇〇円	二八、二〇〇円	四七、〇〇〇円

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（私学文書課）

1 授業料及び入学料の額を次のとおり改定することとした。

区分	授業料	入学料	
		県内在住者	その他の者

山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）（工業振興課）

1 授業料及び入学料の額を次のとおり改定することとした。

学部学生	三七九、二〇〇円	一六九、二〇〇円	二八二、〇〇〇円
研究生	三四六、八〇〇円	八四、六〇〇円	一四一、〇〇〇円
科目等履修生	一単位 一四、四〇〇円	二八、二〇〇円	四七、〇〇〇円

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（職業能力開発課）

1 授業料及び入学料の額を次のとおり改定することとした。

区分	授業料	入学料	
		県内在住者	その他の者
専門課程	三七九、二〇〇円	一六九、二〇〇円	二八二、〇〇〇円
一般課程	一八九、六〇〇円		八四、六〇〇円
研究科	三七九、二〇〇円	八四、六〇〇円	一四一、〇〇〇円
科目等履修生	一単位 一四、四〇〇円	二八、二〇〇円	四七、〇〇〇円

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）（教育庁総務課）

1 入学料の額を次のとおり改定することとした。

区分	入学料	
	県内在住者	その他の者
学生	一六九、二〇〇円	二八二、〇〇〇円
聴講生	二八、二〇〇円	四七、〇〇〇円

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県立少年自然の家等の適正な管理及び運営を図るため、次に掲げる改正を行う

1 山梨県立少年自然の家等の適正な管理及び運営を図るため、次に掲げる改正を行う

- こととした。
- (一) 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正
使用料を還付し、又は修復費用を認定する者を教育委員会から知事へ改めることとした。
- (二) 山梨県美術館設置及び管理条例の一部改正
観覧料等を還付し、又は減免する者を教育委員会から知事へ改めることとした。
- (2)(1) 修復費用の負担に関する規定を設けることとした。
- (三) 山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正
観覧料を還付し、又は減免する者を教育委員会から知事へ改めることとした。
- (2)(1) 修復費用の負担に関する規定を設けることとした。
- 2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。
- 1 **山梨県青果物規格条例を廃止する条例**(条例第三十六号)(果樹園芸課)
最近における青果物の流通の多様化、出荷団体の自主的管理能力の向上にかんがみ、山梨県青果物規格条例を廃止することとした。
- 2 山梨県青果物規格審議会の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

南アルプス市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四号

南アルプス市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県国民宿舎設置条例の一部改正)

第一条 山梨県国民宿舎設置条例(昭和三十三年山梨県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「中巨摩郡芦安村」を「南アルプス市」に改める。

(山梨県警察組織条例の一部改正)

第二条 山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県小笠原警察署の項を次のように改める。

山梨県小笠原警察署

南アルプス市

南アルプス市

(山梨県立学校設置条例の一部改正)

第三条 山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県中巨摩郡榑形町」及び「山梨県中巨摩郡白根町」を「山梨県南アルプス市」に改める。

(山梨県立養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立養護老人ホーム設置及び管理条例(昭和三十九年山梨県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「中巨摩郡若草町」を「南アルプス市」に改める。

(山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表野呂川発電所の項中「中巨摩郡芦安村」を「南アルプス市」に改める。

(山梨県立育精福祉センター設置条例の一部改正)

第六条 山梨県立育精福祉センター設置条例(昭和四十七年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中巨摩郡白根町」を「南アルプス市」に改める。

(山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中巨摩郡榑形町」を「南アルプス市」に改める。

(山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部改正)

第八条 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中巨摩郡白根町」を「南アルプス市」に改める。

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

第九条 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山梨県峡中地域振興局の項及び同条第三項の表山梨県峡中地域振興局の項中「及び甲府市」を「、甲府市及び南アルプス市」に改める。

第六条の表山梨県中央児童相談所の項中「及び韮崎市」を「、韮崎市及び南アルプス市」に改める。

第八条の表山梨県甲府保健所の項中「のうち竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町及び

田富町並びに」を「及び」に改め、同表山梨県小笠原保健所の項を次のように改める。

山梨県小笠原保健所 南アルプス市 南アルプス市

第十一条の表山梨県西部家畜保健衛生所の項中「及び葎崎市」を「葎崎市及び南アルプス市」に改める。

第十三条の表山梨県峡中農業改良普及センターの項中「及び甲府市」を「甲府市及び南アルプス市」に改める。

(山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正)

第十条 山梨県流域下水道の設置に関する条例(昭和六十一年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表釜無川流域下水道の項中「葎崎市」を「葎崎市 南アルプス市」に、「田富町 八田村 白根町 若草町 榎形町 甲西町」を「田富町」に改める。

(山梨県立保存民家設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 山梨県立保存民家設置及び管理条例(昭和六十三年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中巨摩郡甲西町」を「南アルプス市」に改める。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第十二条 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中巨摩郡の項中「田富町 八田村 白根町 若草町 榎形町 甲西町」を「田富町」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第十三条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第二十五項中「八田村、若草町、甲西町」を削る。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県一般と畜場の構造設備の基準に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五号

山梨県一般と畜場の構造設備の基準に関する条例

と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)第一条第十一号の規定による一般と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 と畜場の周囲には塀を設け、かつ、その出入口には閉鎖をすることができる設備を設けること。
- 二 獣畜又は食肉を運搬する車両の洗浄設備を設けること。
- 三 従業員の更衣室を設けること。

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附則

山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県条例第六号

山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)第三条第三項ただし書の規定により条例で定める規模は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域については、同表の下欄に定める面積とする。

区	域	面積
甲府市	富士吉田市 塩山市 都留市 山梨市 大月市	百平方メートル
葎崎市	南アルプス市 春日居町 勝沼町 石和町 御坂町	
市川大門町	八代町 境川村 中道町 豊富村 三珠町	
昭和町	増穂町 鮎沢町 竜王町 敷島町 玉穂町	
田富町	双葉町 河口湖町 上野原町	

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県砂防指定地管理条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第七号

山梨県砂防指定地管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条第一項及び砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第三条の規定に基づき、砂防指定地の管理について必要な事項を定めるものとする。

（制限行為）

第二条 砂防指定地（砂防法第二条の規定により国土交通大臣の指定した土地をいう。以下同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽易な行為については、この限りでない。

- 一 施設又は工作物の新築、改築又は除却
- 二 掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- 三 竹木の伐採又は抜根
- 四 土石若しくは砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄
- 五 竹木、土石等の滑下又は地引きによる運搬
- 六 家畜の放牧又は係留
- 七 火入れ

（許可の有効期間等）

第三条 前条の許可の有効期間は、一年以内とする。ただし、同条第一号の行為で知事が必要と認めたものについては、この限りでない。

2 知事は、治水上砂防のため必要な限度において、前条の許可に条件を付することができる。

（許可の申請）

第四条 第二条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 行為の目的
- 三 行為の場所
- 四 行為の内容及び規模
- 五 行為の期間
- 六 その他規則で定める事項

（権原に基づく場合の特例）

第五条 砂防指定地の指定の際現に権原に基づき、第二条の許可を要する行為をしている者は、当該砂防指定地の指定の日から六月間に限り、従前と同様の条件により当該行為について、同条の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により許可を受けたものとみなされる者は、当該砂防指定地の指定の日から二十日以内に当該行為について知事に届け出なければならない。

（標識の掲示）

第六条 第二条の許可を受けた者又は前条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者（以下「許可行為者」という。）は、当該許可に係る行為を行う期間中、規則で定める標識を当該許可に係る場所の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

（許可の変更等）

第七条 許可行為者は、第四条第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 許可行為者は、第四条第一号に掲げる事項を変更したときは、その変更した日から十日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

（国又は地方公共団体の特例）

第八条 国又は地方公共団体が行う行為についての第二条及び前条第一項の規定の適用については、知事との協議が成立することをもち、これらの規定による許可を受けず。

（許可に基づく地位の承継）

第九条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の許可行為者の一般承継人は、被承継人が有していた第二条の許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（許可行為の完了又は廃止の届出）

第十条 許可行為者は、第二条の許可に係る行為（以下この条において「許可行為」という。）が完了したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 許可行為者は、許可行為を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前二項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該許可行為に係る砂防指定地の状況について検査するとともに、その結果に基づき、治水上砂防のため必要な措置を指示することができる。

（砂防設備の占用）

第十一条 砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の有効期間は、五年以内とする。

3 第一項の許可の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間の満了の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

4 第三条第一項、第四条から第九条まで並びに前条第二項及び第三項の規定は、第一

項の許可に準用する。

(監督処分)

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事その他の行為の中止、原状の回復その他必要な措置を命ずることができる。

一 第二条、第七条第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定に違反し、又は許可に付した条件に違反した者

二 虚偽その他の不正な手段により許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可行為者又は前条第一項の許可を受けた者若しくは同条第四項で準用する第五条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者に対して、前項に規定する処分をすることができる。

一 砂防工事を施工するためにやむを得ない必要が生じたとき。

二 砂防指定地又は砂防設備の管理に著しい支障が生じたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に処する。

一 第二条の規定に違反して、同条各号のいずれかに該当する行為をした者

二 第七条第一項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十一条第一項の規定に違反して、砂防設備を占有した者

四 第十二条の規定による命令に違反した者

(面罰規定)

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に山梨県砂防指定地管理規則（昭和四十一年山梨県規則第十四号）の規定によりなされた命令、許可その他の処分又は届出、許可の申請その他の行為は、

この条例の相当規定によりなされた命令、許可その他の処分又は届出、許可の申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に山梨県砂防指定地管理規則の規定により届出をしなければならぬとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この条例の施行後は、これを、この条例の相当規定により届出をしなければならぬとされた事項についてその手続がされていないものとみなし、この条例の規定を適用する。（山梨県砂防設備産出物採取料条例の一部改正）

4 山梨県砂防設備産出物採取料条例（平成十二年山梨県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削る。

第二条中「法第四条」を「山梨県砂防指定地管理条例（平成十五年山梨県条例第七号）第二条」に改める。

第四条第一項中「法第四条」を「山梨県砂防指定地管理条例第二条」に改める。

山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第八号

山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十一条ただし書の規定により条例で定める開発区域の面積は、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町及び田富町の区域において、主として建築物の建築又は第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為については、五ヘクタールとする。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第九号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第六項中「第八十七条の三第六項及び」を「第八十七条の第二十項、第

八十七条の三第六項、第十項及び第十三項並びに」に改め、同項トを同項リとし、同項ニからへまでを同項へからちまでとし、同項ハの次に次のように加える。

二 法第八十七条の二第八項の規定による土地改良事業の計画の概要の縦覧

亦 法第八十七条の三第六項、第十項、第十三項及び第十五項において読み替えて準用する法第八十七条の二第八項の規定による変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由等の事項の縦覧

第二条の表第十三の二項を削る。

第二条の表第二十二項中「。以下この項及び次項において「法」という。」(第四条第一項)を「(第五条第三項)に改め、「各市」の下に「(甲府市を除く。)」を加える。

第二条の表中第二十二の二項を削り、第二十二の三項を第二十二の二項とする。

第二条の表第二十三項イ中「第五条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第二条の表第二十三の四項の次に次の一項を加える。

二十三の五 山梨県心身障害者扶養共済条例(昭和四十五年山梨県条例第四号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則(以下この項において「施行規則」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

各市町村

イ 条例第五条第一項及び施行規則の規定による加入の申込みの受付
ロ 条例第五条の三第一項及び施行規則の規定による口数追加の申込みの受付

ハ 条例第十七条第一項及び施行規則の規定による届出の受付
ニ 条例第十七条第二項及び施行規則の規定による届出の受付
ホ 条例第十七条第三項及び施行規則の規定による届出の受付
ヘ 条例第十七条第四項及び施行規則の規定による届書の受付
ト イからへまでに掲げる事務のほか条例の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

第一条の表に次の一項を加える。

三十二 知的障害者に対して交付する手帳に関する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

各市町村

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に知事が行っているこの条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例第二条の表第六項ハ、二及びホに係る縦覧については、同項ハ、二及びホの規定は、適用しない。

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第十号

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例

山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。
第八条第一号ハ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第十一号

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山梨県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「第十条第一項第二号ロ」を「第十条第一項第二号ハ」に改める。

第四条中「毎年(事業年度を設けている場合は、毎事業年度)」を「毎事業年度」に改める。

附則

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県条例第十二号

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一、五二〇人」を「一、五五〇人」に、「一、八三二人」を「一、八六二人」に改める。

第十条に次の一号を加える。

九 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業の承認を受けている職員

第十条に次の一項を加える。

2 前項各号のいずれかに掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の数が第二条から第九条までに規定する職員の定数を超えるときは、その職員は、一年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十三号

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会職員等定数条例（平成十四年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「第二十号の三第一項」を「第二十号の五第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

十 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業の承認を受けている職員

第三条に次の一項を加える。

2 前項各号のいずれかに掲げる職員が復帰した場合において、職員の数が前条に規定する職員の定数を超えるときは、その職員は、一年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十四号

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を削り、第十六号を第十三号とし、同項第十七号中「特殊自動車運転作業手当」を「特殊自動車運転等作業手当」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十六号とし、第二十二号を削り、第二十三号を第十七号とし、第二十四号から第三十号までを六号ずつ繰り上げる。

第三十三条の二第一項中「第二十条第二項第六号、第十二号、第二十一号及び第二十二号」を「第二十条第二項第十六号」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十五号

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号を削り、同項第二号中「多級小学校又は多級中学校の二以上の学年をもつて編成した」を「小学校又は中学校の二以上の学年の児童又は生徒で編成されている」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「第二十一条」を「（昭和二十四年法律第一号）第二十一条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則
この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年三月二十日

山梨県条例第十六号

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第十号中「交通事故処理手当」を「交通警察業務手当」に改め、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第十七号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第二十条の三」を「第二十条の五第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第十八号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）

の一部を次のように改正する。
別表第一の十四の項中「三日」を「五日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第十九号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項中「三日」を「五日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項の次に次のように加える。

十の二 児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十五号）（附則第二条の規定による同法による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八に規定する登録に関する事務に関し必要な準備として行う同条第一項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査	保育士登録申請手数料	四千二百円
--	------------	-------

別表第二の六十の項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表の六十一の項中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同表の六十二の項中「第十一条の二」を「第十三条」に改め、同表の六十三の項中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同表の六十四の項中「第十八条」を「第二十一条」に改め、同表の六十一の項中「第三十一条の第二項第十号八」を「第三十一条の第二項第十一号八」に、「第六十二条の第四項第十号八」を「第六十二条の第四項第十一号八」に改め、同表の百十二の項中「第三十一条の第二項第十一号二」を「第三十一条の第二項第十二号二」に、「第六十二条の第四項第十一号二」を「第六十二条の第四項第十二号二」に改め、同表の百十五の項中「第二十条の二第六項又は第三十八条の四第十六項」を「第二十条の二第七項又は第三十八条の四第十七項」に改め、同表の百十六の項中「第三十九条の七第十一項」を「第三十九条の七第十項」に改め、同表の百十七の項中「第三十九条の七第十三項」を「第三十九条の七第十二項」に改め、同表の百六十一の項の次に次のように加える。

百六十一の二 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査	遊漁船業者登録申請手数料	二万六千円
百六十一の三 遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査	遊漁船業者登録更新申請手数料	一万九千円

第二条 山梨県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項中「児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第十項」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項」に改め、同表の十の二の項中「児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十五号）附則第二条の規定による同法による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八に規定する登録に関する事務に関し必要な準備として行う同条第一項」を「児童福祉法第十八条の十八第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

十の三 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第十項	保育士登録証書	千六百元
------------------------------------	---------	------

十三年政令第七十四号（第十七条第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	換え交付手数料	
十の四 児童福祉法施行令第十八条第一項の規定に基づく保育士登録証の再交付	保育士登録証再交付手数料	千円

附則
第一条の規定は平成十五年四月一日から、第二条の規定は同年十一月二十九日から施行する。

山梨県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十一号

山梨県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例
山梨県家畜保健衛生所手数料条例（昭和二十五年山梨県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

- 別表に次のように加える。
- 三 牛海綿状脳症検査済死亡牛焼却処理手数料 一頭につき 二八、〇〇〇円

附則
この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十二号

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
山梨県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「千分の五」を「千分の一」に改める。
附則
この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県立育精福祉センター設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十三号

山梨県立育精福祉センター設置条例等の一部を改正する条例

(山梨県立育精福祉センター設置条例の一部改正)

第一条 山梨県立育精福祉センター設置条例(昭和四十七年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

題名中「設置」の下に「及び管理」を加える。

第一条に次の一項を加える。

2 前項の施設は、前項の業務のほか、児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業及び知的障害者福祉法第四条第九項の知的障害者短期入所事業に関する業務を行うものとする。

第二条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(使用料の徴収)

第四条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に定める額を使用料として納付しなければならない。

利用者等	金額
一 児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業を利用した児童(同法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。)(の保護者(同法第六条の保護者をいう。))	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
二 知的障害者福祉法第四条第九項の知的障害者短期入所事業を利用した者(同法第十五条の三十二第一項の規定による措置に係る者を除く。)	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
三 知的障害者福祉法第五条第三項の知的障害者更生施設支援を受けた者(同法第十六条第一項第二号の規定による措置に係る者	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号の規定により市町村長が定めた額

を除く。)

(山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 前項の施設は、前項の業務のほか、児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第九項の知的障害者短期入所事業及び身体障害者福祉法第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業に関する業務を行うものとする。

第二条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四条の見出しを「(使用料及び手数料の徴収)」に改め、同条第一項中「(以下「料金」という。)」を削り、同条第二項中「料金」を「前項の使用料又は手数料」に改め、同条に次の一項を加える。

3 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に定める額を使用料として納付しなければならない。

利用者等	金額
一 児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業を利用した児童(同法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。)(の保護者(同法第六条の保護者をいう。))	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
二 知的障害者福祉法第四条第九項の知的障害者短期入所事業を利用した者(同法第十五条の三十二第一項の規定による措置に係る者を除く。)	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
三 身体障害者福祉法第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業を利用した者(同法第十八条第一項の規定による措置に係る者を除く。)	身体障害者福祉法第十七条の四第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
四 身体障害者福祉法第五条第三項の身体障害者更生施設支援を受けた者(同法第十八	身体障害者福祉法第十七条の十第二項第一号の規定により市町村長

条第三項の規定による措置に係る者を除く
が定めた額
。

(山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例(昭和五十一年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 前項の施設は、前項の業務のほか、知的障害者福祉法第四条第九項の知的障害者短期入所事業及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第九項の児童短期入所事業に関する業務を行うものとする。

第二条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四条中「社会福祉法人山梨ライトハウス」の下に「(次条第二項において「管理受託者」という。)を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第五条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に定める額を利用料金として納付しなければならない。

利用者等	金額
一 知的障害者福祉法第四条第九項の知的障害者短期入所事業を利用した者(同法第十五条の三十二第一項の規定による措置に係る者を除く。)	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
二 知的障害者福祉法第五条第三項の知的障害者更生施設支援を受けた者(同法第十六条第一項第二号の規定による措置に係る者を除く。)	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
三 児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業を利用した児童(同法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。)(の保護者(同法第六条の保護者をいう。))	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額

2 前項の利用料金は、管理受託者の収入とする。

別表知的障害者更生施設の項第一号中「知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の規定により措置されたもの」を「知的障害のあるもの」に改める。

(山梨県立きぼうの家設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立きぼうの家設置及び管理条例(昭和五十一年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十四年法律第二百八十三号」の下に「。以下「法」という。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の施設は、前項の業務のほか、法第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第九項の児童短期入所事業及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第九項の知的障害者短期入所事業に関する業務を行うものとする。

第四条中「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団」の下に「(次条第二項において「管理受託者」という。)を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第五条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に定める額を利用料金として納付しなければならない。

利用者等	金額
一 法第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業を利用した者(法第十八条第一項の規定による措置に係る者を除く。)	法第十七条の四第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
二 法第五条第四項の身体障害者療護施設支援又は同条第五項の身体障害者授産施設支援を受けた者(法第十八条第三項の規定による措置に係る者を除く。)	法第十七条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
三 児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業を利用した児童(同法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。)(の保護者(同法第六条の保護者をいう。))	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
四 知的障害者福祉法第四条第九項の知的障害者短期入所事業を利用した者(同法第十二	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号の規定により市町村長

五条の三十二第一項の規定による措置に係る者を除く。）
 が定めた額

2 前項の利用料金は、管理受託者の収入とする。

(山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部改正)

第五条 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第三十七号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

(利用料金)

第六条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に定める額を利用料金として納付しなければならない。

利用者等	金額
一 法第四条第九項の知的障害者短期入所事業を利用した者(法第十五条の三十二第一項の規定による措置に係る者を除く。)	法第十五条の五第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
二 知的障害者授産施設支援を受けた者(法第十六条第一項第二号の規定による措置に係る者を除く。)	法第十五条の十一第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
三 児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業を利用した児童(同法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。)(の保護者(同法第六条の保護者をいう。))	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額

2 前項の利用料金は、前条の規定により委託を受けた者の収入とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(業務)

第四条 梨の実察は、法第五条第四項の知的障害者授産施設支援(以下「知的障害者授産施設支援」という。)(に関する業務を行うほか、次に掲げる事業に関する業務を行うものとする。

- 一 法第四条第九項の知的障害者短期入所事業
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第九項の児童短期入

所事業

2 もえぎ寮は、知的障害者授産施設支援に関する業務を行う。

(山梨県立重度身体障害者授産施設設置及び管理条例の一部改正)

第六条 山梨県立重度身体障害者授産施設設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例

第一条中「昭和二十四年法律第二百八十三号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「重度身体障害者授産施設」を「身体障害者授産施設」に改める。

第四条を第六条とする。

第三条中「社会福祉法人山梨県身体障害者援護協会」の下に「(次条第二項において「管理受託者」という。)(を加え、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第五条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に定める額を利用料金として納付しなければならない。

利用者等	金額
一 法第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業を利用した者(法第十八条第一項の規定による措置に係る者を除く。)	法第十七条の四第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
二 法第五条第五項の身体障害者授産施設支援を受けた者(法第十八条第三項の規定による措置に係る者を除く。)	法第十七条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
三 児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業を利用した児童(同法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。)(の保護者(同法第六条の保護者をいう。))	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
四 知的障害者福祉法第四条第九項の知的障害者短期入所事業を利用した者(同法第十五条の三十二第一項の規定による措置に係る者を除く。)	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号の規定により市町村長が定めた額

2 前項の利用料金は、管理受託者の収入とする。
 第二条の次に次の一条を加える。

(業務)

第三条 山梨県立あさひワークホームは、法第五条第五項の身体障害者授産施設支援に関する業務を行うほか、次に掲げる事業に関する業務を行うものとする。

- 一 法第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第九項の児童短期入所事業
- 三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第九項の知的障害者短期入所事業

(山梨県立はまなし寮設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立はまなし寮設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十四年法律第二百八十三号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第五条を第七条とする。

第四条中「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団」の下に「（次条第二項において「管理受託者」という。）」を加え、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。
 (利用料金)

第六条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に定める額を利用料金として納付しなければならない。

利用者等	金額
一 法第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業を利用した者（法第十八条第一項の規定による措置に係る者を除く。）	法第十七条の四第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
二 法第五条第四項の身体障害者療護施設支援を受けた者（法第十八条第三項の規定による措置に係る者を除く。）	法第十七条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
三 児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業を利用した児童（同法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。）の保護者（同法第六条の保護者を除く。）	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額

をいう。）

四 知的障害者福祉法第四条第九項の知的障害者短期入所事業を利用した者（同法第十五条の三十一第一項の規定による措置に係る者を除く。）	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
---	-------------------------------------

2 前項の利用料金は、管理受託者の収入とする。
 第二条の次に次の一条を加える。

(業務)

第四条 山梨県立はまなし寮は、法第五条第四項の身体障害者療護施設支援に関する業務を行うほか、次に掲げる事業に関する業務を行うものとする。

- 一 法第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第九項の児童短期入所事業
- 三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第九項の知的障害者短期入所事業

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県国民宿舎管理及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十五年三月二十日

山梨県条例第二十四号

山梨県国民宿舎管理及び使用料条例の一部を改正する条例

山梨県国民宿舎管理及び使用料条例（昭和三十三年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を第八条とし、第三条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七条 知事は、宿舎の管理を南アルプス市に委託するものとする。

2 前項の規定により委託する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 使用の許可に関すること。
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関すること。
- 三 その他管理に関し知事が必要と認める事項

第一条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四条 宿舎の営業期間は、六月から十一月までの間で知事が別に定める。

第五条 知事は、宿舍を使用する者が秩序を乱し、又は施設若しくは設備器具を損傷するおそれがあるときその他管理上支障があると認められるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

第一条中「山梨県国民宿舎に宿泊する者又は同荘を一時使用する」を「宿舍の使用の許可を受けた」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

第一条 山梨県国民宿舎（以下「宿舍」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

別表中「別表（第一条関係）」を「別表（第一条関係）」に、「利用者区分」を「使用者区分」に、「一般利用者」を「一般使用者」に改める。

附則
この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十五号
山梨県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

山梨県旅館業法施行条例（昭和三十三年山梨県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、同条第四項」を「及び第四項」に、「及び第五条第三号」を「並びに第五条第三号並びに旅館業法施行令（昭和三十三年政令第五十二号。以下「令」という。）第一条」に改め、「基準」の下に、「営業の施設の構造設備の基準」を加える。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（構造設備の基準）

第二条 令第一条第一項第十一号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 施設の外壁、屋根その他の外観は、善良な風俗を害するようなものでないこと。
- 二 宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）の需要を満たすことができる適当な広さのロビー及び食堂（調理場を含む。）を有すること。
- 三 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。
- イ 宿泊者等のすべてが通過する場所に設けられていること。
- ロ 宿泊者等の出入りを容易に見通すことができること。
- ハ 事務を執るに適した広さの受付台を有し、及び宿泊者と従業員が面接できる構

造であること。

四 浴室、シャワー室及び脱衣場の内部が、外部から容易に見えない構造であること。

五 便所は、換気設備を有すること。

六 便所を付設していない客室を有する階にあつては、共用の便所を設けること。

2 令第一条第二項第十号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、前項第一号及び第三号から第五号までの規定を準用するほか、宿泊者の需要を満たすことができる規模の調理場及び配せん室を有することとする。

3 令第一条第三項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、第一項第一号及び第三号から第五号までの規定を準用するほか、次のとおりとする。

一 一客室の床面積は、七平方メートル以上であること。

二 階層式寝台を設ける場合にあつては、二層とし、及び幅が〇・九メートル以上であり、かつ、長さが一・八五メートル以上であること。

4 令第一条第四項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第一項第五号の規定を準用するほか、一客室の床面積は、七平方メートル以上であることとする。

附則
この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十六号
山梨県理容師法施行条例の一部を改正する条例

山梨県理容師法施行条例（平成十二年山梨県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その他」を「、理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第四条第三号の理容所以外の場所において業を行うことができる場合その他」に改める。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（理容所以外の場所において業を行うことができる場合）

第二条 理容師が理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次に掲げる施設において、当該施設の利用者のうち理容所に来るために介助が必要な者に対し理容を行う場合とする。

- 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項各号に規定する施設又

は同条第三項の第二種社会福祉事業が行われる施設
二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十九条に規定する介護保険施設

附則
この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十七号

山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例

山梨県美容師法施行条例（平成十二年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その他」を、「美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）（第四条第三号の美容師以外の場所において業を行うことができる場合その他）」に改める。

第七条を第八条とし、第一条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（美容師以外の場所において業を行うことができる場合）

第二条 美容師が美容師以外の場所において業を行うことができる場合は、次に掲げる施設において、当該施設の利用者のうち美容所に来るために介助が必要な者に対し美容を行う場合とする。

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項各号に規定する施設又は同条第三項の第二種社会福祉事業が行われる施設

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十九条に規定する介護保険施設

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十八号

山梨県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行条例等の一部を改正する条例

（山梨県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行条例の一部改正）

第一条 山梨県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行条例（平成十二年山梨県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例

第一条中「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）」及び鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号。以下「省令」という。）を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）」に改める。

第二条を削る。

第三条の見出し中「狩猟者登録証等」を「死亡等」に改め、同条中「狩猟者登録証、鳥獣捕獲許可証、従事者証及び鳥獣飼養許可証（以下「狩猟者登録証等」という。）の交付を受けた者が死亡し、又は所在不明となった」を「法第九条第七項の許可証（知事が交付するものに限る。）、同条第八項の従事者証（知事が交付するものに限る。）、法第十九条第三項の登録票、法第四十三条の狩猟免許又は法第六十条の狩猟者登録証及び狩猟者記章（以下「許可証等」という。）の交付を受けた者（登録票にあつては登録鳥獣を飼養している者）が死亡し、又は解散した」に改め、「届出義務者」の下に、「又は清算人」を加え、「狩猟者登録証等」を「許可証等」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別表中「別表（第四条関係）」を「別表（第三条関係）」に改め、同表の一の項中「第四条第一項」を「第四十一条」に、「第七条第三項各号」を「第四十九条各号」に改め、同表の二の項中「第四条第一項」を「第四十六条第二項」に改め、同表の三の項中「第七条ノ四第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同表の四の項中「第八条ノ三第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同表の六の項中「第八条ノ三第二項」を「第六十一条第五項」に、「記章の」を「狩猟者記章の」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の五の項中「第八条ノ三第二項」を「第六十一条第五項」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の四の項の次に次のように加える。

五 法第六十一条第一項の規定に基づき狩猟者登録の変更登録	狩猟者登録変更登録手数料	千九百円
------------------------------	--------------	------

(山梨県条例の一部改正)
第二条 山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三十五条第一項第一号及び第二号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同項第三号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改め、同条第二項第一号中「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十四条第三項に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獣猟区」に改める。

第六十九号第一号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同条第二号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)
第三条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一項を次のように改める。

一 削除

第二条の表第二十二の二項の次に次の一項を加える。

二十二の三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

各市町村

- イ 法第九条第一項の規定による鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的のための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可(スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ツキノワグマ、イノシシ、ドバト、ムクドリ、オナガ及びニホンザルに係るものに限る。)
- ロ イの許可に係る次に掲げるもの

- (1) 法第九条第七項の規定による許可証の交付
- (2) 法第九条第八項の規定による従事者証の交付
- (3) 法第九条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付

- (4) 法第九条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理
- (5) 法第九条第十二項の規定による報告の受理
- (6) 省令第七条第十項の規定による許可証の変更の届出の受理
- (7) 省令第七条第十一項の規定による従事者証の変更の届出の受理
- (8) 省令第七条第十二項の規定による許可証の亡失の届出の受理
- (9) 省令第七条第十三項の規定による従事者証の亡失の届出の受理
- 八 法第十九条第一項の規定による登録
- 二 八の登録に係る次に掲げるもの
 - (1) 法第十九条第三項の規定による登録票の交付
 - (2) 法第十九条第五項の規定による登録票の有効期間の更新
 - (3) 法第十九条第六項の規定による登録票の再交付
 - (4) 法第二十条第三項の規定による登録鳥獣の譲受け又は引受けをした者の届出の受理
 - (5) 法第二十一条第一項の規定による登録票の返納の受理
 - (6) 省令第二十条第五項の規定による登録票の変更の届出の受理
 - (7) 省令第二十条第六項の規定による登録票の亡失の届出の受理
- ホ 法第二十四条第一項の規定による販売の許可
- ヘ 本の許可に係る次に掲げるもの
 - (1) 法第二十四条第五項の規定による販売許可証の交付
 - (2) 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付
 - (3) 法第二十四条第八項の規定による販売許可証の返納の受理
 - (4) 省令第二十四条第五項の規定による販売許可証の変更の届出の受理
 - (5) 省令第二十四条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理
- ト 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収(イ及びホに係るものに限る。)
- チ 法第七十五条第三項の規定による立入検査(イ、ハ及びホに係るものに限る。)

係るものに限る。）

附則

この条例は、平成十五年四月十六日から施行する。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十九号

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

「山梨県立峡北高等学校

山梨県北巨摩郡長坂町

山梨県立峡北農業高等学校

山梨県北巨摩郡長坂町

本則中 山梨県立北杜高等学校

山梨県北巨摩郡長坂町

山梨県立須玉商業高等学校

山梨県北巨摩郡長坂町

杜高等学校

山梨県北巨摩郡長坂町」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県立峡北高等学校、山梨県立峡北農業高等学校及び山梨県立須玉商業高等学校は、この条例による改正後の山梨県立学校設置条例の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十号

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例（平成九年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

山梨県公報号外 第十六号 平成十五年三月二十日

第一条第一項の表中「四九六、八〇〇円」を「五二〇、八〇〇円」に、「三三三、二〇〇円」を「三四六、八〇〇円」に、「一三三、八〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改める。

第三条第一項の表中「二七七、〇〇〇円」を「二八二、〇〇〇円」に、「四六一、〇〇〇円」を「四七〇、〇〇〇円」に、「六九、七〇〇円」を「八四、六〇〇円」に、「一三七、二〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に、「二七、七〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「四六、一〇〇円」を「四七、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十一号

山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例

山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例（平成六年山梨県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「三六一、八〇〇円」を「三七九、二〇〇円」に、「三三一、二〇〇円」を「三四六、八〇〇円」に、「一三三、八〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改める。

第三条第一項の表中「一六六、二〇〇円」を「一六九、二〇〇円」に、「二七七、〇〇〇円」を「二八二、〇〇〇円」に、「六九、七〇〇円」を「八四、六〇〇円」に、「一三七、二〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に、「二七、七〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「四六、一〇〇円」を「四七、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十二号

山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例の一部を改

正する条例

山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例（昭和四十年山梨県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「三六一、八〇〇円」を「三七九、二〇〇円」に、「三三一、二〇〇円」を「三四六、八〇〇円」に、「一三三、八〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改める。

第五条第一項第一号中「一六六、二〇〇円」を「一六九、二〇〇円」に改め、同項第二号中「二七七、〇〇〇円」を「二八二、〇〇〇円」に改め、同条第二項第一号中「六九、七〇〇円」を「八四、六〇〇円」に改め、同項第二号中「一三七、二〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に改め、同条第三項第一号中「二七、七〇〇円」を「二八、二〇〇円」に改め、同項第二号中「四六、一〇〇円」を「四七、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十三号

山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例

第二条第一項の表中「三六一、八〇〇円」を「三七九、二〇〇円」に、「一八〇、九〇〇円」を「一八九、六〇〇円」に、「一三三、八〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改める。

第三条第一項の表中「一六六、二〇〇円」を「一六九、二〇〇円」に、「二七七、〇〇〇円」を「二八二、〇〇〇円」に、「一三三、八〇〇円」及び「六九、七〇〇円」を「八四、六〇〇円」に、「一三七、二〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に、「二七、七〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「四六、一〇〇円」を「四七、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十四号

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

第七条第一項の表中「一六六、二〇〇円」を「一六九、二〇〇円」に、「二七七、〇〇〇円」を「二八二、〇〇〇円」に、「一三七、七〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「四六、一〇〇円」を「四七、〇〇〇円」に改める。

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十五号

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例等の一部を改正する条例

第一条 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例（昭和四十八年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第二条 山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十二条 故意又は過失により施設、設備器具又は美術品等を損傷し、又は滅失した者は、その修理又は補充に要する費用について、知事の認定する額を負担しなければならない。

（山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正）

第三条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「還付しない」を「、還付しない」に、「教育委員会」を「知事」に改め

る。

第八条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(修復費用の負担)

第十条 故意又は過失により施設、設備器具又は考古資料を損傷し、又は滅失した者は、その修理又は補充に要する費用について、知事の認定する額を負担しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県青果物規格条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十六号

山梨県青果物規格条例を廃止する条例

山梨県青果物規格条例（昭和三十年山梨県条例第二十八号）は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県青果物規格審議会の委員

山梨県卸売市場審議会の委員

を

山梨県卸売市場審議会の

委員

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番